平成２３年（フ）第４１号
大阪府枚方市御殿山町８番８―103号
債務者　近藤喜久野（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８４号
熊本市清水新地７丁目４番１―215号、住民票上の住所熊本市清水新地２丁目４番１号
債務者　堤　　挙
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第９９１号
熊本県上益城郡益城町大字宮園641番地１
債務者　鳥越　文代
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第９９６号
熊本市戸島西２丁目２番11号
債務者　国崎由紀子
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１０７３号
熊本市御幸笛田３丁目６番５号
債務者　津村　裕子
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３０７号
青森県八戸市大字新井田字長塚森22番地４
友栄荘103号
債務者　折舘せいこ
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第２号
青森市勝田２丁目23番１号
債務者　長井とし子
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３１５号
青森県弘前市大字兼平字林元35番地
債務者　三上　　等
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第３１７号
青森県弘前市大字種市字熊谷91番地１
債務者　奈良　久永
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第３２０号
青森県青森市浪岡大字浪岡字浅井195番地５
債務者　須藤千賀子（旧姓安藤）
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第４０７号
熊本市京塚本町63―１　セジュール京塚202号、住民票上の住所熊本県天草市久玉町5706番地17
債務者　塩田　利恵
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１５８号
宮城県石巻市羽黒町２丁目５番７号、前住所宮城県石巻市山下町２丁目４番３―102号
債務者　沼田　博志
1　決定年月日時　平成23年１月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第３０５８号
横浜市南区伏見町５番地
債務者　瀬川千代子
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６０５号
横浜市中区本牧町２丁目308番地　ニックハイム本牧302号室
債務者　横山　彰子
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６３３号
神奈川県大和市西鶴間３丁目５番18―314号
債務者　金澤　由香
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７９５号
神奈川県大和市代官１丁目11番地３　コーポラスユーＡ101
債務者　中渡瀬ギレルモこと　アスクラ・ナカワタセ・ギレルモ・アルフレド
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６５２号
川崎市中原区井田杉山町２番59号　コーポ伊藤105
債務者　釵地　賢一
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係